

重要

新型コロナウイルス

申請不要 子育て世代への臨時特別給付金

児童手当（児童1人当たり月5,000円受給する特例給付を除く）の受給者に対し、給付金として対象児童1人につき1万円が支給されます。

※蒲郡市から支給を受けている受給者と勤務先から支給を受けている公務員では支給の方法などが異なります。

蒲郡市から児童手当を受給している方		
対象児童	平成16年4月2日～17年4月1日生まれ(3月に中学を卒業した児童)	平成17年4月2日～令和2年3月31日生まれ
対象	令和2年3月分の児童手当の受給者	令和2年4月分の児童手当の受給者
支給時期	6月10日(日)～ ※児童手当の支払日と同日	
支給先	児童手当の振込指定口座	
その他	対象者にはお知らせを5月15日に発送済。	

公務員（勤務先から児童手当を受給している方）

勤務先から申請の案内があります。対象児童や対象は上記と同様です。

子育て支援課 ☎ 66-1108

要申請 市税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により税の納付が困難な場合、1年間の納付猶予を受けられます。担保の提供は不要で、延滞金もかからず、各税目・納期限ごとに申請することもできます。

対象 次の全てに該当する方

- ・2月以降に1カ月以上、事業などに係る収入が前年同期に比べ約20%以上減少している
- ・一時的に納付が困難と認められる
※向こう半年程度の事業資金（生活費）の有無で判断

対象税目 2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する市税

（例：個人住民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など）

申請方法 6月30日または各納期限のいずれか遅い日までに、郵送で申請書（市ホームページにあります）を収納課（〒443-8601）へ。

※申請書の郵送を希望する方は、電話でお問い合わせください。

収納課 ☎ 66-1117